

一宮市告示第 154 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

一宮市長 中野 正康

1. 指定等に係る指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社オノマトペ  
一宮市多加木 1 丁目 16 番地 14 号
2. 指定等に係る事業所の名称及び所在地  
トレトレ自立計画  
一宮市森本 1 丁目 19 番 28 号
3. 指定等の年月日  
令和 8 年 4 月 1 日
4. 指定等に係る事業の種類  
指定計画相談支援、指定障害児相談支援
5. 事業所番号  
2332100326（指定計画相談支援）  
2372100277（指定障害児相談支援）